

第 7 回

新宿区高齢者保健福祉推進協議会

平成23年7月29日（金）

新宿区福祉部地域福祉課

午前10時00分開会

○植村会長 それでは、時間となりましたので、第7回新宿区高齢者保健福祉推進協議会を開催させていただきたいと思っております。

本日は大変暑い中、かつ、非常に天気の悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

あらかじめ欠席ということでご連絡をいただいておりますのが、横山委員、結城委員、それから、細田委員のお三方でいらっしゃいます。今、英委員がいらっしゃいまして、あと、扇原委員がちょっと遅れていらっしゃるようでございます。ご予約の先生方はいらっしゃってますので、始めさせていただきたいと思っております。

まず、本日の議事の進行でございますけれども、本日は第7回目ということで、今年に入りまして第2回目の推進協議会になります。本日の議題は、議事次第でございますように、「高齢者福祉保健計画・第5期介護保険事業計画」についてということで、引き続き、このことについてのご議論をいただきたいということでございます。

前回のこの協議会では、次期の計画の施策の体系についてご意見をいただきまして、その後、見直し部会でご議論いただき、また、区の内部の会議でも検討いただいておりますように、既に素案に近い形のものをお示しできる段階に至っているということでございます。皆様方には事前に資料をお送りさせていただいておりますけれども、この資料をもとに事務局からご説明をいただき、皆様方からご意見をいただきたいということでございます。

「3 その他」というのがございますが、今後のスケジュールについて、それから、介護保険事業計画の進捗状況についてご説明いただき、ご議論いただくということでございます。時間が12時がちょうどお昼でございますので、これをめどに会議が終了できるような形でご協力のほうお願いできればと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。

では、まず資料の確認をお願いしたいと思います。

○地域福祉課長 おはようございます。地域福祉課長、吉村でございます。本日もよろしくお願いいたします。

では、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますのが資料1から3ということで、全部、計画のたたき台ということなんですけれども、1章から3章まででございます。

それから、本日、机上に配付させていただいておりますのが、横長の資料で「47」と書いてありますが、これは3章の施策のところの47ページの差し替

え版でございます。

また、「新宿ここ・から広場」というカラーのチラシと、それから、「新宿区災害時要援護者支援プラン骨子の策定について」ということで、これ2つ、参考資料でございますが、「新宿ここ・から広場」のほうは、施策3の部分の補助資料でございます。それから、「新宿区災害時要援護者支援プラン骨子の策定について」は、施策16の参考資料ということでございますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

もしお手元にお揃いでないものがありましたら、事務局のほうにお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

- 植村会長** それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思います。本日の議題の次期計画について、ということでございますけれども、初めに、事前にお配りしております資料1と2、計画の第1章、第2章に当たる部分でございますけれども、こちらのほうのご説明をいただいてから、皆様方のご意見をいただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。
- 地域福祉課主事** 地域福祉課の須藤と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただいて、説明をさせていただきます。
- それでは、資料1、計画案の「第1章 計画の基本的考え方」をごらんください。まず、1ページ、「第1節 計画策定の背景」、「1. 高齢者人口の増加」です。こちらは、平成24年度からの計画に合わせ、内容を修正したものです。現在、平成23年1月1日現在の人口等の数値が入っておりますが、平成24年1月1日現在の数値が出ましたら、変更いたします。
- 次に、「2. 平成27（2015）年の高齢者像を見すえて」についてです。現在の計画では「平成27（2015）年の高齢者像を視野に」との見出しでしたが、平成27（2015）年が目前に迫っていることから、見出し、内容ともに書き替えをいたしました。
- 「3. 地域包括ケアの推進に向けて」をごらんください。第5期介護保険事業計画では、「地域包括ケアシステムの確立」を理念としております。「可能な限り住みなれた地域において継続して住み続けることができるよう、『住まい』、『医療』、『介護』、『介護予防』、並びに『見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス』や『権利擁護（成年後見制度等）』のための事業などを、高齢者の日常生活の場において有機的かつ一体的に提供していく」という、地域包括ケアの考え方を記載しております。
- 次に、2ページ、「4. 新宿区の社会基盤等の特性」についてをごらんください。地域包括ケアの推進のうえで重要であることから、今回新たに新宿区の特性を記載したものです。

それでは、3ページをごらんください。「第2節 計画策定の目的」は、策定の目的を記載しております。

次の「第3節 計画策定の視点」、「1. 平成27(2015)年の将来像に向けたまとめの計画として」をごらんください。介護保険が始まった平成12年度からの各計画について、それぞれの前の計画からの変更、修正点などの記載をしております。また、平成24年度からの計画は、平成18年度からの9年間のまとめの期間として、地域包括ケアの実現に向けた推進を行うことを記載いたしました。

4ページ、「2. 重点的取組みの考え方」についてです。重点的取組みについては、前年度の会議においてもご意見を伺ったところですが、平成21年度からの現計画から平成24年度の計画における考え方と変更点についての記載をしております。

次に、4ページ下の「3. 『地域包括ケア』を推進するための新宿区における『日常生活圏域』の考え方」です。地域包括ケアの推進は、国の考え方では、おおむね30分以内で、徒歩で活動できる日常生活圏域という単位で展開していくことになっています。新宿区においては、公共交通機関が整っているため、30分以内で区内全域を往来できますが、高齢者人口や民生委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、出張所管轄区域を日常生活圏域と位置づけました。

5ページ下の図は、「新宿区の日常生活圏域の考え方および高齢者総合相談センターの配置」などをあらわしたものです。

また、6ページの図は、「日常生活圏域別の高齢化率・要介護等認定数」です。現在の人口等は平成22年10月1日で記載しておりますが、こちらも平成23年10月1日の数値へ最終的には修正いたします。

次に、7ページをごらんください。「日常生活圏域における地域包括ケアの『5つの視点』」と「地域包括ケアシステムの関係機関等の連携イメージ」、この2つの図で、新宿区における地域包括ケアシステムをあらわしております。

それでは、8ページをごらんください。「第4節 基本理念及び平成27(2015)年の将来像」です。平成24年度からの計画では、平成21年度からの現計画の基本的考え、基本理念などを引き継ぎながら、地域包括ケアを推進していきます。

次に、9ページをごらんください。「第5節 基本目標」についてです。基本目標につきましても、基本理念などと同様に、平成21年度からの考えを引き継いでおります。この基本目標それぞれについて、どのような支援を行うのか、目指す方向などを示す書き込みをいたしました。また、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の経験から、基本目標5「支え合いのしくみ

づくりをすすめます」の施策として、新たに「災害時の支援体制整備」を位置づけました。災害時の安全対策の支援体制を進めるという視点を盛り込んでおります。

次に、10ページをごらんください。第6節、「1. 計画の位置づけ」につきましては、本計画が区の計画体系においてどのような位置づけになっているかを説明しております。

第1章の最後になりますが、11ページは「2. 計画の期間」を記載しております。

続きまして、資料2の計画案「第2章 高齢者の状況」についての説明に移ります。

1ページをごらんください。「第1節 人口及び世帯」、「1. 高齢化の進展」についてです。現在、平成22年10月1日の高齢者人口等の数値により、新宿区の高齢化の進展の状況を記載しております。こちらにも23年10月1日の数値へ最終的には変更し、記載してまいります。下のグラフは、高齢者人口や高齢化率について、今までの実績値と平成29年度までの推計値をあらわしたものです。

次に、2ページをごらんください。「2. 高齢者世帯の現状」です。これは平成16年度、平成19年度に実施の調査と、昨年実施いたしました「高齢者の保健と福祉に関する調査」から、高齢者の世帯の状況についての結果を比較したものです。

それでは次に、3ページをごらんください。「第2節 要支援・要介護認定者」、「1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移」についてです。平成12年の介護保険制度が始まってからの要支援・要介護状態区分別の認定者数の推移について記載しております。

次に、4ページ、「2. 今後の要支援・要介護認定者の推計」についてをごらんください。平成23年から平成29年までの推計値です。これは過去の認定率の動向と高齢化率、75歳以上の推計から見込んだ伸び率をもとに、各地区別認定者数を算出し、積み上げたものです。

次の5ページから12ページは、平成22年度に実施しました「高齢者の保健と福祉に関する調査」から、一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査の結果について記載しております。調査結果につきましては推進協議会でもご報告しておりますので、内容のご説明は省略させていただきます。

それでは、簡単ではございますが、資料1及び資料2の説明を終わらせていただきます。

○植村会長 ありがとうございます。資料1、資料2は、計画の基本的考え方とその計画の背景となる高齢者の状況についての記述でございます。内容

については、第3章ということで資料3のほうにございますが、まずはこの資料1と2につきまして、皆様方からご自由なご発言をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、ご発言いただければと思います。

どうぞ。

○**小林委員** 公募の小林です。説明ありがとうございます。説明の内容はすべて、これからも進めるうえで大事なことだろうと思います。そういう中で、今、説明をしていただいたわけですがけれども、3点ほど申し上げてみたいと思います。

まず1点は、第1章と第2章の第1節を見ますと、1つとして、第1章の1節が「高齢者人口の増加」、それから、2章も、「第1節 人口及び世帯」というところで「高齢化の進展」というのがあります。中身を見ますと非常に類似しておりますので、この辺を整理していただくと、なおいいのではないかとというのが1点です。

次に、第2点目ですがけれども、第1章の4ページを開いていただきたいと思います。ここで2点ほど申し上げてみたいと思います。まずその1つは、4ページに「2. 重点的取組みの考え方」があります。その中で表現を修正したということでもありますけれども、その表現の修正理由は何でしょうか。後で教えてください。これが1つ。

それから、2つ目は、その下に、「本計画期間における重点的取組み（前計画との変更点）」ということで表があります。この表は、基本目標3の施策9、10、11であると思います。しかしながら、私は、これから3年先を見すえると、基本目標5の重点的な取組みを優先すべきではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。基本目標3よりも基本目標5のところ非常に大事になってくるのではないかとこの考えを持っております。以上です。

○**植村会長** ありがとうございます。ただいまのご意見、ご質問に対して、事務局のほうで何かコメントはございますでしょうか。

○**地域福祉課長** 第1章と第2章の1節の1が両方、高齢者の人口等に触れている部分ということは確かでございます。事務局サイドでもこの辺は議論をいたしました。当初は、1章の1のところは我が国全体のこの背景を語って、2章は新宿区の状況ということで詳しく切り込むというような形も考えたんですがけれども、なかなかその辺のバランスがとりにくいものがありまして、現在のところ、こういうふうになってございます。多少その辺は私もまだ課題意識は持っておりますので、今日のご意見を受けとめて、さらに検討はしていきたいと思いますが、両方、高齢者の人口等のことや高齢化の進展ということ語る必要はあると思っております。

それから、2点目は、重点的取組みの表現を変えたことについてというこ

とでしょうか。これについては、このところでもご説明を若干しているところもあるんですけども、現計画で認知症高齢者の支援体制、在宅療養体制の整備をしているところなんですけれども、まだまだその部分については、体制は整えたけれども、さらに改善点等があるということで、さらにそれを進めていくために、「体制の推進」から「支援の推進」と表現を変えた。また、体制の整備をしたものについては、さらに充実をしていくというふうな意味合いでございます。

それから、「ケアマネジメント機能の強化」につきましては、高齢者総合相談センターを機能強化して、ケアマネジメント機能についても充実してきたところですので、新宿区としては、機能強化した高齢者総合相談センターをさらに地域包括ケアの核として推進していきたいということで、このようなものに改めたものでございます。

それから、3点目の、重点にするかどうかということにつきましては、この協議会等でのご意見をいただきたいと考えております。

○植村会長 ありがとうございます。最初の表現の問題は、おそらく構成上、片方に書けば、片方は書かないということではないんですけども、重なっているようなところは整理をということかと思っておりますので、そこはちょっと工夫していただくということで。

あとは、表現の修正ということでしたけれども、表現の修正というよりは、中身を一步進めたというか、まずは体制づくりが前回の計画であったけれども、今回はそこを一步進めて、内容あるいは実行のほうを頑張っていこうという、そういう意味合いを込めたということで表現が変わったという、そういう趣旨かと思えます。

また、重点施策についてはいろいろ考え方があるかと思っておりますので、またご意見があればと思いますが、原案というか、今の基本目標3のところ为重点が3つあるというのは、今ご指摘のように、基本目標5ももちろん重要なんですけども、こちらはどちらかという、区民の方の活動をもっとやっていたらいいような形で盛り上げていこうということなんですけども、基本目標3のほうは、まさに行政の施策としてこの分野を重点的にやっていくということかと思えます。重点の置き方が、行政の具体的な施策になったときに行政側としてはここに力を入れていくという、そういう原案の趣旨かと思えます。今の件について、小林委員、もし何かコメントがございましたら。

○小林委員 説明はわかるんですけども、行政は行政としての考え方でそれは進めていただきたいと思うんです。しかしながら、やはり行政と受ける側が一体とならないと、効果は非常に上がらないと思うんです。そして、この中身というのは非常に広範囲です。また、項目も非常に多いわけです。そう

いう中において、すべて一遍にできるはずはないと考えております。そのことを考えますと、当然に何を重点的にするか、何を緊急的にやるかという、そういう判断が大事だろうと思うんです。

今回もいろいろな地震等があつて、まだ落ちついていないものもあるようですけれども、そういうことを踏まえますと、これから3年間は非常に大事になってくるだろうと。少なくとも、大事なものは頭出しをして、それだけでもそこに着目して進めるということが妥当ではないかと私は考えます。

○植村会長 ありがとうございます。この点について、もし各委員の先生方のほうで何かご意見があれば、ここで少しご意見をいただければと思います。重点をどういうふうにするかということについては、おそらくどこも非常に重要な点であるかとは思いますが、どういう見方で重点を置いていくのかということもあるかと思えます。繰り返しになりますけれども、おそらく行政側としては、実際にお金を使い、行政のいろいろな仕事をしていくという意味での行政主導でやっていくところの重点という趣旨かと思えますし、小林委員のように、区民に理解してもらって、区民の方々もそこに参加していくような、そういうところにも重点を置くべきではないかというご意見もあるかと思えます。

どうぞ。

○英委員 1つ教えていただきたいんですけど「第2章 高齢者の状況」なんですけれども、まず、高齢者の増加だとかは、実測値と推測値と両方出ているし、要介護認定者数も大体出ているんですけども、一人暮らしだとか、高齢者だけの世帯というのは、僕は一方的にウナギ上りで上がるのかなと思っていたら、減少しているということなんですよね。これはどういう理由によって減少して……、つまり、家族と一緒にいる人たちが増えたのか、また今後、もし推測が可能だとしたら、やはりこれはずっと減り続けて、家族と同居する高齢者が増えるのかどうか。それは結局、家族介護があるかどうかとか、ファミリーのケアがあるかどうかということにも、多分、高齢者の療養の姿を推測するうえで大変重要なことかなと思うものですから、そのあたり、推測とか、あるいは実際にどうして減ったのかという理由がわかれば教えていただきたいなと思えます。

○植村会長 じゃあ、小林委員のご意見は、また具体的な3章のところでも出てまいりますので、さらにご意見があればまたご議論いただくということで。

今の英委員のご質問について、見通しの分析ということですが、ご担当というか、説明がございましたでしょうか。

○地域福祉課長 これに関しては、今回のアンケートではこういう結果になっ

ているということなんですけれども、具体的に理由をこの調査の中から分析する、掛け合わせて抽出するという材料がないのが今の状況です。それで、答えてくれた方に関してということなんですけれども、今、かなり新宿区の中でも、若い方が帰ってきて、自分の親と同居するとかそういう傾向が少し増えているということも現象としてはあるんですけれども、それが即、これにはね返っているかどうかとか、そういうところまでは今、ちょっとはつきりしない状況があります。

○植村会長 ありがとうございます。今の調査結果だけから将来を読み取るのは非常に難しいということで、ある程度、現状を前提とした施策を考えていくということかなとは思いますが、よろしゅうございましょうか、英委員。

はい、どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 今の英委員の質問と回答にちょっと関連したことですが、実際は介護居宅サービス利用者の調査で独居が減っているのは、逆を言えば、独居の限界で施設に入居しているという可能性が非常に高いというか、そこは推察にすぎないので何とも言いかねますが、そことの関連というのが、単純に、戻ってきて、家族と一緒に住んでいるかどうかというのはちょっと……。そちらよりも、施設入居をしているのではないかなとか、亡くなっているのではないかなというふうなのが現状に近いのではないかなというのがあります。

それとはちょっと別に、「第1章 計画の基本的考え方」で、7ページ目の「新宿区の地域包括ケア体制」のところの地域包括ケアシステムの日常生活圏域の中の5つの輪っかというのは、国が出した絵と同じものを使っておられると思うんですけれども、これからは、3年間でどう変わるかは別としても、生きがいつくりも含めて、元気な高齢者を、特に前期の高齢者が増えるというこの状況の中でその対策を立てていかないといけないというときに、国も、ここに就労とか雇用とかいう問題を、本当は輪っかをもう1つつけなければいけないんですけれども、それをつけていないというようなことを言っているんですね。

各地域の高齢化率をそれぞれ出張所単位で見ると、若松地区が23.6%なんですけれども、その中の戸山2丁目は、昨年40.何%が、1年で45.6%まで高齢化率が一気に上がっている。そういう突出した地域等を全部おしなべて見ってしまうとわかりにくいけれども、65歳になった人がドンと増えていく、そういう地域特性等を踏まえながら、では、特に前期の高齢者に対してはできるだけ介護予防をしていくけれども、後期高齢者に対してはどのようなかというあたりも含めて、それは次の施策の3章のところに入るかもしれませんけ

れども、最初の書きぶりも、新宿の各地域特性みたいなものがもうちょっと出てきた書きぶり、全体像プラス、第2章の第1節に関しては、地域的には非常に一気に上がっているところもあり、そこに対しては少し重点的にしていく予定であるとか、そういうような書きぶりも含めてやっていかないと、実態が非常に甘く把握されているようにこれは見えるので、その辺についてはどうなのかなと考えます。

○植村会長 ありがとうございます。おそらく日常生活圏域というのを10圏域にとって、その範囲で見るとまた平均化されてしまうところがあるんですけども、もう少し細かく見ていくと、地域的には状況がかなり違っているのではないかとということで、その辺の認識を計画の前提として理解して、計画の中に盛り込んでいくかということではないかと思いますが、事務局のほうで何かございますでしょうか。

○地域福祉課長 若松等の高齢化率が高いということは私どもも着目しております。区として、日常生活圏域ごとでどういうふうに違うのかということについては、分析をして、調査等の報告でもお示ししているところですけども、全体としては大きな違いはなかったということがあります。

それから、団地のある地域等について、施策をつくる段階で、少し分析をしながら進めているという部分は今、やっているところでございますが、この計画の中で何が反映されていくかということになりますと、3章の中の住まいのところなどでは、大規模団地の特性をとらえて、そこ全体で地域包括ケア、もう少し狭い範囲でエリア展開していくような考え方等を今、持っております。若干触れているところですが、具体的に細かくそこについてこの計画の中で述べていくということは今、予定はしてございません。

○植村会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○介護保険課長 介護保険課長です。ちょっと補足を。確かに2ページのアンケート調査による高齢者の分布は、これ、アンケート調査からの数字なので、こういう見え方が結果として出てしまうんですが、おそらく実数としては決して減ってはいないだろうと思うんですね。

一般高齢者調査は、母数が前回の調査に比べて非常に増えたという中での横ばいですし、あと、居宅サービス利用者調査につきましては、これ、考え方なんですけど、要は、同居の家族がいる方も、前回に比べて、居宅サービスをかなり利用するようになったと。ですので、おそらく実数としては減っていないはずなんです。居宅サービス利用者自体の利用者数というか、分母が増えていますから、その中で、同居の家族がいる方でもかなりサービスは浸透しているということで、配分比率としてこういう数字になって出てきているのかなと。

先ほどの、在宅から施設に一人暮らしの方がかなり行っているんじゃないかということも読めるかというあたりなんです、施設サービスの利用者数自体は、ここまで数字に、例えばここでいうと、6%強の数字に反映されるほどは施設入所が増えているわけではないので、そういうことなのかなということ、また詳細に後ほど分析いたします。

○植村会長 まず、前段というか、英委員のご質問の続きについては、この数値がサンプル数との関係で、どの程度変わっていると言えるのか、あるいは実は横ばいだと言えるのかということ、もう少し分析していただく必要があるかと思えますし、サービス利用者のほうについてはいろいろな見方があるかと思えますので、そこはおそらく、なかなかこのデータだけから何かここまで言えるかどうかというのは難しいかと思えますけれども、どういふふうな認識に基づいてこの計画がつくられていくかということもところどころでもありますので、今ご説明がありましたように、少し分析をして、もし何かさらなる情報がわかれば、また教えていただくということをお願いできればと思います。

それから、秋山委員の後のほうのご意見については、なかなか計画には書きにくいということではあるかと思えますが、日常生活圏域ということでもとめてしまうと見えてこない、もう少しさらに地域地域の実情にどういふ配慮、対応していくかということについては、当然、施策を実施していく場合に必要になってくる視点かと思えます。これも第3章の具体的な施策との関わりも出てくるかと思えますので、そういった点、その認識がどこまでこの計画の中に盛り込めるかということもちょっとご検討いただければと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、何かほかにこの1章、2章について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、具体的な施策との関わりもまた出てくるかと思えますので、第3章のほうもご説明いただいて、またご意見をいただければと思います。では、第3章のほうもご説明をよろしく願いいたします。

○地域福祉課福祉計画係主査 事務局の高橋です。説明させていただきます。座らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3「第3章 施策の推進」についてご説明します。施策1から16までございますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1ページをあけていただきますと、体系が載っております。基本理念、2015年の将来像、基本目標までにつきましては変更なしで、今回、施策のほう、1から16という形になっております。

それでは、1 ページ、「基本目標 1 社会参加といきがづくりを支援します」には、施策が3つあります。

それでは、2 ページ、「施策 1 いきがいのある暮らしへの支援」。この施策におきましては、地域における活動の場を整備していくと。それから、高齢者の自己実現の機会の拡充を図りますというところにおきまして、現状を書かせていただいております。

「現状」におきましては、3 点のポイントを書いています。「(1) 高齢者が活動しやすい環境づくり」。ここは、ことぶき館の転換ということで、地域交流館、シニア活動館への機能転換ということです。「(2) 生涯学習の視点から」、「(3) 地域の支えあいから」という視点から、現状を書いております。

調査結果につきましては、一般高齢者と、次のページの第 2 号被保険者の同じ質問の回答を載せております。「いきがいを感じることは？」というところで調査結果を載せております。

4 ページ、「課題」に入ります。「課題」におきましては、先ほどの「現状」と同じように、ことぶき館の機能転換を進める必要がありますという視点と、○(まる) 2 つ目になりますが、定年退職などにより新たに仲間づくりや趣味活動をしたいと思っている方が参加できるようなきっかけづくりというところを課題に置いております。

5 ページ、「今後の取り組みの方向性」に入ります。ここも 3 つのポイントで、「(1) いきがい活動の支援と拠点整備」、「(2) 新たな参加者を募るための周知・プログラム改善」、「(3) 地域の支えあいへの支援」というポイントで今後の方向性を書いております。

その後の「主な事業」は、今回まだ特に説明を入れておりませんが、次回の推進協におきましては、事業説明等を入れた中でお示しをさせていただきたいと思っております。それから、指標のほうも、今回は入れた形でご協議いただくような形になると思っております。

次、6 ページ、施策 2 「社会貢献活動への支援」です。こちらの施策におきましては、高齢者の経験・知識を地域で社会貢献活動などに結びつけるような支援というところをポイントに置きながら、「現状」は、「(1) ことぶき館の機能転換」。施策 1 と同じような形で表記はさせていただいておりますが、機能転換を進めていますということが現状で書いてあります。(2) 番、「自主的活動への支援」、(3) 番の「新宿区社会福祉協議会等によるコーディネート」という 3 つのポイントで現状を書いております。

調査結果におきましては、一般高齢者に対する、「地域活動やボランティア活動をしてみたいですか」という回答結果を書いております。

9ページにまいります。この施策の「課題」におきましては、やはり今後、シニア世代（50歳以上）を含む高齢者の参加が見込まれる中での活動拠点の整備を図る必要があるというところと、今後の活動希望者と地域ニーズを幅広く調整できる仕組みづくり等を課題としております。

「今後の取り組みの方向性」といたしましては、「（1）活動拠点と自主活動への支援」、それから、10ページになりますが、「希望者への活動の場の提供に向けた体制整備」というところで、こちらにつきましては、実践の場をコーディネートする体制を整えると。それから、講座・講習の修了者に対しまして、地域ニーズを幅広く調整できるような仕組みを検討していきますという方向性をもって書かせていただいています。

11ページです。「施策3 就業等の支援」。今日のお手元の参考資料も見ながらなんですが、勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センター等の連携、同じ敷地内に入りました関係上、その連携を図りながら、就労・就業の支援促進をしていきます。

「現状」におきましては、「高齢者の就労環境」についてのことと、（2）番、「新宿わく☆ワークと勤労者・仕事支援センターの一本化」、12ページに入りまして、「シルバー人材センター」、「（4）ハローワークとの連携による『新宿就職サポートナビ』の設置」です。こちらにおきましては、今年7月にハローワークとの連携により、新宿区の区役所庁舎内に就労コーナー「新宿就職サポートナビ」を設置したということを書いております。調査結果におきましては、一般高齢者の就業についての結果を記載しております。

「課題」につきましては、就業意欲の高い高齢者が今後働き続けられるように、就業等の確保を進める必要があります。また、求人開拓や情報提供を一層推進する必要があります。そして、勤労者・仕事支援センターにおきましては、仕事のマッチングを促進する必要があるという課題を持っております。

「今後の取り組みの方向性」につきましては、「関係機関相互の連携強化」ということで、ハローワークと関係機関との連携により就業機会の拡大、それから、先ほど申し上げましたが、新宿ここ・から広場のしごと棟内で共に事業展開をする勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センターとの連携の方向性、それから、「（2）勤労者・仕事支援センターを通じた就業機会の拡大」、「（3）シルバー人材センターを通じた就業機会の拡大」を方向性としております。

15ページ、基本目標2に入らせていただきます。「健康づくり・介護予防をすすめます」。この基本目標には2つの施策があります。

16ページ「施策4 健康づくりの促進」。この施策につきましては、生活習

慣病の予防や早期発見と適切な健康管理ができる体制づくりとこころのケアに取り組んでいくことを書いております。

「(1)健康診査等の状況から」ということで、特定健診受診率等の結果と歯の結果等、目標値について、現状を書かせていただいています。それから、17ページの(2)につきましては、「こころの健康」を書いています。

調査結果におきましては、一般高齢者につきましては、現在治療中の病気がある人が7割を超えているという結果を入れております。それから、18ページにおきましては、心のケアが必要ということで、一般高齢者の約2割というところを挙げております。

「課題」につきましては、今後、定期的に健康診査を受けていただく、健康づくりの取り組みが必要というところと、19ページになりますが、ひとり暮らし高齢者のコミュニケーションの充実などを課題としております。

「今後の取り組みの方向性」におきましては、「高齢期の特徴に合わせた健康づくり対策の推進」ということで、健康づくりに関心を持っていただく、それから、生活習慣病の早期発見とともに、治療につなげるという方向性になっております。

20ページに入ります。「施策5 介護予防の推進」です。介護予防につきましては、介護が必要にならないような支援ということで記載しております。

「現状」におきましては、「介護予防事業の取組み」。要介護状態への移行を予防するため、運動機能向上や総合的な予防改善を行っています。それから、一番下の○(まる)になりますが、介護予防教室修了者による自主グループや地域で介護予防の取組みを行っているグループに対しての支援ということになります。21ページ、「(2)介護予防ケアマネジメント」の現状を載せております。

調査におきましては、参加したい介護予防教室を載せております。

「課題」は、○(まる)の2つ目になりますが、「介護予防についての普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります」と記載しています。

それから、22ページになります。「今後の取り組みの方向性」におきましては2点。「介護予防自主活動の展開と介護予防事業の推進」、もう1つは「介護予防ケアマネジメントの充実」というところを挙げております。

24ページの図におきましては、「介護予防事業の概要」ということで、「主に個人に対する支援」は、小さい輪の中に、それから、「集団・地域に対する支援」を大きい輪の中へを表しています。

それでは、25ページの基本目標3に移らせていただきます。「いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します」ということで、

この中には、施策6から12という数多くの施策で構成しております。

それでは、26ページ、「施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備」になります。こちらの「現状」におきましては、地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、特別養護老人ホームの整備をすすめていますという現状を記載しております。

28ページの「課題」に入ります。「課題」におきましては、地域包括ケアを推進するためということで、小規模多機能型居宅介護、ショートステイなどのサービスの充実と、新たなサービスの整備が必要と記載しております。

29ページ、「今後の取り組みの方向性」におきましては、2点のポイントで、(1)番、「地域包括ケアのさらなる推進に向けたサービスの整備」、(2)番、「特別養護老人ホームの整備」を今後の取り組みの方向性にしております。

30ページに移ります。「施策7 自立生活への支援(介護保険外サービス)」。

こちらにおきましては、「日常生活や健康保持のためのきめ細かい支援や見守り等が必要です」という中で、介護保険サービス、介護保険外サービスの充実を図っていきます。

「現状」におきましては、「介護保険外サービスの提供」ということで、社会環境の変化や多様なニーズに対応できる様々な介護保険外サービスを実施していますということと、(2)番、「見守り等のサービスの提供」におきましては、安否確認・見守りの事業としての記載をしております。

調査結果におきましては、「ひとり暮らし高齢者で手助けを頼める人がいないのは3割」という調査結果を記載しています。

「課題」におきましては、32ページになります。「住み慣れた場所で安心して自立した在宅生活が送れるよう」、それから、2つ目になりますが、介護保険法改正への対応及び高齢者人口の増加に伴うサービスの多様化するニーズへの対応が必要ということです。

「今後の取り組みの方向性」におきましては2点あります。「地域包括ケアのさらなる推進に向けた介護保険外サービスの再構築」という点と、(2)番、「見守りを中心とした体制の充実強化」になります。

34ページの施策8に入ります。「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進」です。この施策においては、質の高いサービスを提供するための介護保険サービス事業者への支援を行っていくということですので。

「現状」は、介護保険サービス事業者の質の向上と、「適正利用の促進」、(3)番では、「介護保険事業における人材確保と育成」を書いております。

調査結果におきましては、「現在利用している介護保険サービスの満足度

は？」というところで、上昇というところを結果として挙げております。

36ページ、「課題」に入ります。「課題」におきましては、「法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていく」必要性、それから、サービスメニューの提供や工夫が求められていることと、介護人材の育成を挙げております。

「今後の取り組みの方向性」は2点、「質の高いサービス提供に向けた事業者支援」、それから、「利用者の理解を高めるための周知活動」を今後の取り組みにしております。

施策9、38ページに入ります。「重点的取組み1 認知症高齢者支援の推進」になります。認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう支援していきます。現状は、(1)番、「認知症高齢者支援における高齢者総合相談センターの役割及び医療との連携強化」というところと、40ページになりますが、「(2)介護者への支援と区民の理解促進への取組み」につきまして、現状を記載しております。

41ページの調査結果は、一般高齢者調査の「物忘れに加えて、理解・判断力の低下を感じることもある」と答えた方の調査から見えた、「相談しない理由は？」という回答結果を載せております。あと2つ、調査のほうを載せています。

44ページの「課題」に入ります。「相談スキルの向上とセンター内での対応の標準化を図る」、それから、○(まる)2つ目になりますが、「認知症・もの忘れ相談医を増やしていく」等を課題として挙げております。

45ページ、「今後の取り組みの方向性」は、「認知症への支援のための相談、医療体制の充実」という1点と、2つ目に、「認知症高齢者及び家族の生活を支援する取組みの強化」と、46ページの(3)番、「保健・医療・福祉・介護の関係機関の連携強化」、「(4)普及・啓発、地域での支えあいの推進」というところを方向性にとらえております。

47ページと48ページに図がございます。今日、机上追加で47ページの修正した図を追加させていただいております。この47ページの図におきましては、どのような図かを簡単にご説明させていただきます。47ページは、認知症高齢者及び家族を支援する人や機関をエリア別に表現しているものになります。「認知症の人・家族」というところに小さい円があります。ここが、毎日の暮らしの場で関わる図として表現しております。そのあと、「区域」という中に区域を、それから、一番外側に「広域」という別で、支援する人や機関を記載した形になります。この図によりまして、支援やサービスを提供する人や機関がわかるという図になっております。矢印は、機関同士の関係をあらわしているという形になります。

48ページの図におきましては、支援する人や機関がどのような役割を担うかを表現した図になっております。この図により、だれが、あるいはどこが、どのような支援やサービスを提供するのかがわかるような図として、今回、同じような認知症の推進イメージなのですが、後ほどご意見をいただければと思います。

施策10に移らせていただきます。「在宅療養体制の充実」、重点的取組み2になります。「現状」は、「病院と地域の関係機関との連携」、「(2) かかりつけ医等の状況」、「(3) 在宅療養を支えるためのリハビリテーション」の現状を挙げております。

51ページの調査結果におきましては、在宅療養を希望する人と希望しない人が半々という調査結果を挙げております。

53ページの「課題」に入ります。冒頭にもありましたが、「医療・介護の専門職のスキルアップを行い、さらなる連携を図る必要があります」というところと、区民にとってわかりやすい療養相談窓口を設置する必要がありますというところになります。

「今後の取り組みの方向性」は、4点、切り口を設けております。「(1) 病院と地域の関係機関との連携のさらなる強化」、それから、54ページにあります、「(2) 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ」、「(3) 在宅療養を支える医療・リハビリ体制の充実」、「(4) 在宅療養に対する理解の促進」を今後の方向性としています。

それから、56ページ。本日お出しできていないんですが、現計画の44ページに載っております図をベースに現在検討しておりますので、次回お出しできると思います。

では、施策11、57ページに入ります。「高齢者総合相談センターの機能強化の推進」、こちらが重点的取組み3になります。こちらの施策におきましては、地域包括ケアの総合的な推進を目指すということで、総合相談センターの機能をさらに強化し、というところを現状から書いております。

「(1) 地域包括支援センターから高齢者総合相談センターへ」、「(2) 高齢者総合相談センターの機能強化」。こちらにつきましては、昨年4月から人員増を行いまして、認知症担当者、医療連携担当者を配置しているという現状になります。58ページ、「(3) ケアマネジャーへの支援」では、ケアマネジャーに対するスキルアップに向けた研修、各種情報提供を行っているというところになります。

調査結果におきましては、センターの認知度についての結果を載せてあります。

60ページ、「課題」に移らせていただきます。今後の課題の中に、「基幹型

高齢者総合相談センターの役割を明確化し体制整備と支援の強化を図る必要がある」等を書かせていただいています。

61ページ、「今後の取り組みの方向性」になります。3点挙げてあります。

「(1) 高齢者総合相談センターの認知度の向上」、「(2) 高齢者総合相談センターの機能強化」、「(3) ケアマネジャーへの継続支援」というところを方向性に挙げております。

63ページの図におきましては、「高齢者総合相談センターのイメージ」図を挙げております。

それでは、64ページ、「施策14 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援」に入ります。この施策におきましては、高齢になっても日常生活と社会生活において利用しやすい施設が必要であるという中での現状からの記載になります。

「(1) ユニバーサルデザインを視点としたまちづくり」。このユニバーサルデザインにつきましては、高齢者や障害者も安心して暮らせるデザインの視点を取り入れた街ということで、デザインの推進に取り組んでいるという現状と、「(2) 高齢者が安心して住むことができる住宅の整備」。その中には、65ページになりますが、法律が改正されたというところを盛り込んでおります。

調査結果におきましては、住みかえ意向の調査結果を掲載しております。

67ページ、「課題」におきましては、「介護が必要になった場合でも高齢者が在宅生活を継続できるしくみを整えていく必要があります」などを挙げております。

68ページの「今後の取り組みの方向性」におきましては2点、「地域の中で暮らし続けることが可能な都市環境や仕組みの整備・充実」、(2)番、「支援付き高齢者住宅の整備」というところを方向性にうたっています。

基本目標4、69ページになります。こちらは「権利擁護・虐待防止の推進」という施策になります。70ページになります。この施策におきましては、生命、財産が守られ、尊厳ある暮らしの実現ができるよう支援していきますというところから、「成年後見制度の利用促進」、(2)におきましては「高齢者虐待の防止」というところで現状を書いております。それから、(3)番、「消費者被害の予防等」です。

72ページの調査結果におきましては、成年後見制度・成年後見センターの認知度についての結果を載せてあります。

74ページの「課題」のほうに入ります。今後の高齢者人口の増加に伴い、権利を守る成年後見制度等の普及啓発が必要というところから、市民後見人の育成等を課題にしております。

「今後の取り組みの方向性」につきましては、「成年後見制度のさらなる周

知と後見支援体制の充実」、「(2) 地域における権利擁護ネットワークの構築及び課題解決に向けた諸施策の推進」、「(3) 消費者被害防止に向けた諸施策の推進」を記載しています。

それから、77ページに、「高齢者虐待対応のネットワーク」という図を掲載しています。

79ページ、「基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます」は、施策14から16になります。

それでは、80ページ、「施策14 介護者への支援」になります。ここにつきましては、家族介護者への支援等の充実を進めていきますという中で、「(1) 介護者の抱える負担と支援策」、それから、「区内企業におけるワーク・ライフ・バランス」という2つの視点からの現状になります。

調査結果におきましては、介護者の4人に1人は75歳以上の高齢者という調査結果を載せております。

「課題」につきましては、82ページになります。介護者の心身の負担の軽減や孤立防止、それから、介護者同士の支え合い、情報交換の場を設けていくというところを課題にしております。

「今後の取り組みの方向性」におきましては、4点、「介護者同士の支え合いの促進」、「(2) NPOや関係機関等との連携による支援の充実」、「(3) 介護保険外サービスによる支援策の推進」、「(4) ワーク・ライフ・バランスの充実」です。

「施策15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり」に移らせていただきます。ここにおきましては、住みなれた地域で暮らしていくためにということで、「現状」で3点、「地域における様々な安否確認・見守り活動」、「多様な主体による活動の支援」、「地域における支えあい活動」の現状を書いております。

86ページ、調査結果におきましては、一般高齢者・居宅サービス利用者についての地域のつながりについて、9割が「必要」という回答の結果を載せております。

87ページ、「課題」に入ります。孤独死防止、高齢者虐待の早期発見、それから、ひとり暮らしの高齢者が増加している中での見守り活動や定期的な訪問活動というところになります。

「今後の取り組みの方向性」におきましては、「(1) 地域包括ケアシステムを活用した見守り体制の強化」、「(2) 日常的な見守り活動の継続実施」、「(3) 若年層を含む広範な世代のボランティア活動参加への促進」という方向性を掲げております。

最後、89ページ、施策16になります。「災害時支援体制の整備」、こちらは、

災害時にひとりでは避難できない高齢者の安全確保、災害時要援護者名簿の登録拡大、災害情報の提供等についての取り組みについてです。

「現状」におきましては、「災害時要援護者名簿の整備」、「(2) 災害時要援護者支援プラン骨子の策定」、今日、参考資料で配付させていただいております骨子のところになります。

それから、90ページの調査結果におきましては、災害時要援護者登録名簿の認知度が1割しかないという調査結果を載せています。

「課題」におきましては、本来、登録すべき方に対しての周知、登録勧奨の必要性、それから、名簿の情報共有や管理方法についての具体的な定めが必要ということになります。

「今後の取り組みの方向性」につきましては、「災害時要援護者名簿登録の拡大と名簿の活用」、それから、92ページになりますが、「(2) 安否確認及び災害時避難体制の充実・強化」、「(3) 二次避難所（福祉避難所）の支援体制の整備」ということで方向性を述べております。

以上で、第3章の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○植村会長 ありがとうございました。非常に多岐にわたる施策でございまして、幅広く進めていくということで、資料のほうも大部厚いものになっておりますが、どこからでも結構ですので、委員の皆様方のほうから、ご意見、ご質問等ございましたら、ご自由にご発言いただければと思います。

どうぞ。

○塩川委員 ケアマネジャーをしております塩川と申します。重点的取り組みの認知症高齢者支援の推進のところなんですけれども、区としてはかなり力を入れて取り組んでいくというところの部分を書いてあるんですけれども、あまり目新しいというものが無いというか、現在あるサービスが多く、抽象的で、具体的な施策があまり感じ取れなかったんです。

例えば、介護者のリフレッシュ事業とかは非常に効果があつて、認知症を抱える家族が一時的でも介護の負担の軽減につながる、すごくいい事業だったんですけれども、今回の施策でそういうような具体的なものがあまり感じられなかったんですけれども、何かそういうものを考えられているのであれば、重点的な取り組みというふうに挙げているのであれば、そういうのも何かあるといいのかなと感じました。

○植村会長 ありがとうございました。具体的な施策のところに入りますので、区のほうの事務局か、ご担当のところでは何か。はい、どうぞ。

○高齢者サービス課長 今、具体的な取り組みということでご質問がありましたが、現在、作業をしております、46ページの「主な事業」というところ

をごらんいただければと思います。この後に、実際にこの計画を進めていくときに、どういった事業を展開していくかということで、次回に体系的にお出しできればということで考えております。今ご意見をいただきました介護者リフレッシュ等につきましても、当然引き続き、検討はさせていただきたいと思っているところでございます。

○植村会長 ありがとうございます。

塩川委員、何かここでご提案とかございましたら。

○塩川委員 認知症を抱える家族が例えばお2人暮らしで倒れたときに、その後、緊急で一時預かっていただけるようなところの施設で例えば緊急ショートですぐ使いたくても使えないということで、そのまま病院のほうに一時預かっていただく形になるんですけれども、病院のほうでも預かるのがちょっと難しいとか、拒否されたりする場合もあるので、そういうような受け入れ先とか、一時預かる場所とか、もしくは、ショートステイでも、重度の認知症の方は受け入れられないとかそういうような施設も一部あるので、そういうようなものも改善できるといいかなと感じています。

○植村会長 ありがとうございます。今のようなご提案、一番困るといって、そういったところも、どのような対策ができるかということも含めて、おそらく主な事業で出てくる具体的な事業に応じて、また重点の考え方の書きぶり等も少し変わってくることもあるかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら、ご自由にご発言いただければと思います。どうぞ。

○小林委員 公募の小林です。今、塩川委員からも、認知症の緊急時対応等について重点取組みの中で質問があったと思いますけれども、資料3の第3章の裏をごらんになってください。ここの右の欄に、施策として9、10、11が重点的取組みと書いてあるわけです。この1から16まですべて大事なことは理解しております。しかしながら、9、10、11と16番の災害時支援体制の整備、これを考えたときに、本当に9、10、11を優先してする必要があるのかどうか。できれば、やはり16を優先すべきでないかという考えを私は持ちます。

そういう発想をもとにして、意見と質問をしたいと思います。89ページの施策16をごらんになっていただきたいと思います。先に意見を申し上げてみたいと思います。私は災害時支援体制というのは非常に大事だと思うんです。これは平常時でなくても、緊急時のことを言っていると思います。そういうことを踏まえて、幾つか頭出しをしますと、1つは、災害時、自分のことができない人が他人のことをできるかということ、そんなことはないと思うんで

す。やはり自分のことができて、その輪をどんどん周囲に広げていくというのが基本だろうと思います。

そして、2つ目に考えなければならないのは、平常時と非常時をあわせて考える必要があると思っております。それは平常時にできないことを非常時にできるはずはありません。それは実務経験から申し上げます。

それから、3番目は、すべてしなければいけないかということ、それは難しい話です。ですから、核となる人づくりが非常に大事になってくるのではないかと考えます。

また、人ですから、机上論をいくら並べてもそれはだめなんですね。できれば、多くの人に体験、経験をさせるということ、体で覚えさせるということが大事だろうと思います。

5つ目に挙げてみたいのは、やはり最後は人対人なんですね。それは信頼関係を平常時から築くことが大事だと思うんです。やはり思いやりとか助け合いのそういう気持ちを普段から持ったり、醸成するということが大事だろうと思います。

そういうことを踏まえて、やはり受ける側、する側、さらに関係者、関係者というのは、公的な機関もありますし、地域の支え合い、こういうことも含めて、そういうことをあわせて考えていくべきだろうと思っております。

今、意見を申し上げましたけれども、質問を1点させてください。89ページの「(2)災害時要援護者支援プラン骨子の策定」という中で、1、2、3、4、5という数字があって、4番目に「二次避難場所」というのがあります。括弧して、福祉避難所と書いてあるわけですが、これを見ていると、見直しというところに説明がありましたが、一次避難所と二次避難所の相違というのはどういう考えを持っておられるのか教えてください。以上です。

○植村会長 ありがとうございます。施策の体系の位置づけ、先ほどのご議論ともまた関わるころかと思えます。それから、ご質問もございましたので、これは事務局というか、ご担当の課のほうでご説明いただけますか。

○地域福祉課長 一次避難所と二次避難所(福祉避難所)の違いですけれども、今、区の計画では、一次避難所というか、いわゆる避難所というのは学校等になっております。そこに避難された方の中で、虚弱な方やお子さん等について、福祉避難所、二次避難所を確保しまして、そちらに誘導して、避難生活を送っていただくというのが今の考え方になっております。

ただ、かなり介護度の高い方とか、障害の重い方が避難所から二次避難所に移っていくということについては、やはり現実的に難しいということがあるとい認識を持っております。今、福祉避難所としては、最初から避難していただく避難所と、やはり避難所から移っていただく二次避難所、これを

分けて考える必要があるのではないかということも庁内では議論しております。今年度中に、今、ここにお示ししている骨子を具体的にアクションプランとしていく中では、そういうことも考えながら具体化していきたいと思っております。

また、今日お配りした骨子の概要、骨子のまた概要になるんですが、骨子自体は25ページぐらいなんですけれども、今日は概要版をお手元にお配りしています。その3ページをごらんいただきたいんですけれども、今年、災害時要援護者支援プラン骨子を具体化していくのと並行しまして、区全体の防災計画の中で、応急対策活動の見直しとか、いわゆる事業継続計画、そのマニュアルを策定していくと。いずれにしろ、その中で要援護者についても触れているものがございますので、そこと並行しながら具体化を考えていきたいと、今、こういう段階でございますので、よろしく願いいたします。

○植村会長 どうぞ。

○小林委員 小林です。これから進めるということですから、具体的にはまさにこれからなんでしょうけれども、やはり避難所を考える場合には、対象物の話もありますけれども、人と物、そういうものを一体で考えていかなければいけないと思っております。

それから、弱い人を避難所、避難所と渡り歩かせることが本当に良いかどうかというのは疑問に思います。本当に弱いのであるならば、初めから安全で安心できる場所に避難させるというのが基本だろうと思っております。ですから、これから検討するに当たって、その辺のことも是非さらにご検討していただければと思っております。

○植村会長 ありがとうございます。今ご説明がございましたけれども、なかなかわかりにくいところはあるんですが、区全体のお仕事の中で、いろいろな局面からほかのところと関わる仕事があるということで、災害時の問題については、もちろん高齢者だけのことでなくて、区民全体のことであり、かつ、避難するのが非常に難しい方々としても、高齢者だけではなくて、いろいろな方々がいらっしゃいます。

おそらくそちらはそちらで体系的にきちっと進めていかなければいけないし、その中の高齢者の部分だけを見ると、高齢者保健福祉計画のほうでも当然重要な事項として進めていかなければいけないということで、ちょっと重なっている部分という、いろいろな形で計画があり、プランがあり、庁内全体で進めていく、そういう施策があって、それが幾つかいろいろな切り方で重なってくるという、そういう関係になっているのかと思います。

今の小林委員のご指摘は、災害時の対策、高齢者だけでなく、全般に関わってくることかと思っておりますので、そちらのほうでも、今のご意見をご参考に

していただいて、施策のほうを考えていっていただくということが必要ではないかと思えます。

はい、どうぞ。秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 今のに関連して。新宿区の地域特性として今回の震災でわかったことは、高層ビルが多い。ガラスのところが多い。今回はそれはあまり壊れなかった。そして、帰宅困難者が出たということは、いざ夜中に起きたら、行政の司令塔である人たちが来られない、通信手段が途絶えるという、そういう都市特有の問題があるということがあって、多分、それは今、立てられているアクションプラン等に、新宿区の特性を踏まえたうえでどうするかというのが入ってこないといけないのではないかなと思うんです。

私は介護サービスを提供している側からすると、エレベーターが止まって、デイサービスの帰りで十何階まで担いで上がらなければいけなかったとか、そういう事態が実際はあって、例えば、安全なところに要介護状態の人をお送りするとか、その人たちをその後、安全にいられる場所をどうするかというあたりというのは、避難所の問題もですけれども、大都市特有のというのか、そういうことが重なるので、少しそういう文面も入れたうえでの対策を立てているというふうにしたほうが、やっぱり新宿区の支援体制づくりというところになっていくんじゃないかなと思います。これだけだと、やはり、さっき塩川さんが言ったように、少し抽象的なような気がします。

○植村会長 ありがとうございます。これもまだ施策の考え方というか、方向性なので、主な事業の中で考えられてきたことが考え方のほうにも当然、反映されていくということになるかと思えますので、この辺はまたご検討いただければと思います。

はい、どうぞ。

○都崎委員 今のことに絡めまして、そういう意味では、これから事業については具体的に検討されると思うんですが、災害対策の今後の取り組みの方向性という部分では、先ほど小林委員がおっしゃった、人と物というのは非常に重要だと思うんです。

現在の社会福祉施設は、非常勤職員が非常に多く、そして、子育て世代の女性職員が非常に現場を支えているという実情の中で、実際震災があったときに、どの程度、福祉現場が避難所として機能するのかというのは非常に疑問視されているところなんですね。なので、そういった部分でどのように人を確保していくのか。あと、やはり要援護者の方の例えばお食事1つにしても、非常に配慮の必要なケアが必要ということなんです。

そういう意味では、やはり震災というのは、その地域に限定されていて、日本全体が震災になるということではないので、そういう意味では、地域を

超えたネットワークづくりといったようなものも、今、盛んに言われ始めているというところから考えると、まずは人の確保をどうしていくのかということ、そして、地域を超えたネットワークづくりをどうしていくのかということは、視点としてもう少し検討してもいいのかなと思っております。

あと、民間の事業所ですね。デイサービスなどは、日中の震災があったときは、定員30人とか20人とかという民間のデイサービスがそのまま避難所に移行するというようなことも予想されるので、そういった部分で、この保健福祉計画の中で、やはりそういう要援護者の具体的なところにターゲットを当てた部分での方向性を書き込んでいただけるとありがたいかなと思います。以上です。

○植村会長 ありがとうございます。今の秋山委員のご指摘も、都崎委員のご指摘も、実際に現場で仕事をする場合に、ここにこれがあるからここに避難すればいいという絵をかいただけではなかなか動かない部分というのはあると思いますし、また、いざというときのことを考えて、平常時においても対応していかなければいけない部分があると思います。具体的な施策になると、やはり絵にかいたような施策では実際動かないということもあるかと思しますので、そこは十分いろいろなご意見をいただいて、ご検討を進めていただきたいなと思います。

どうぞ。

○地域福祉課長 まず、介護事業者については、区と今後、協定等を結ばせていただいて、どのような形で災害時に避難所として活用ができるのかというのは本当に課題だと考えております。また、特別養護老人ホーム等については、やはりその入所者の方の命に関わる問題ですので、その事業者の中でいわゆる事業継続計画、それをきちんと立てていただくことが重要と考えております。

それに加えて、今年度、1つモデル事業を考えているのが、特別養護老人ホームに在宅サービスセンターが併設されている施設において、そこに普段通われている方ではなくて、在宅で介護されている方の避難所として、二次避難所ではなく、直接避難していただく場所としてどのように活用できるのか、そのためにはどういう問題があるのかというのを、実際に地域の方のご協力も得ながらモデル事業としてやって、それを計画に具体的に落とし込んでいくという段取りでやっていきたいと思っておりますので、最終的にはこの部分の書きぶりは大分変わってくると思います。

○植村会長 ありがとうございます。ということで、いただいているご意見もどんどん取り入れていただいて、さらに具体的な施策のところ書き込んでいただいたうえで、今度はそれをもとに、基本的考え方のほうもまた少し手

直ししていくというような、そういう形で計画のほうも反映していただければと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○**原田委員** 原田でございます。介護予防についてなんですが、20ページのところで「介護予防の取組み」という欄がございまして、23年度、3,800人を目標にやってまいりましたけれども、3,448人ということで、1割ぐらい目標を下回ったということのようでございますが、当初予定に対してなぜ目標を下回ってしまったんだろうか、何が原因だったのか。

それと、次の21ページに、高齢者の調査で、介護予防のために筋力向上教室とか認知予防教室とか、こういう教室に通ってみたいというニーズが出ているわけですがけれども、具体的にどのようなところで、どのようなこういう介護予防の取組みをやっておられるのか私も十分に認識していない部分がございますので、お教えいただければと思います。

○**植村会長** ありがとうございます。介護予防の現状と、それから、それをどう分析されているのかということですがけれども、事務局のほうで。はい、どうぞ。

○**高齢者サービス課長** 高齢者サービス課長です。今のご質問の人数が下回った原因はということですが、実はこれ、地域ごとに展開をさせていただいたりとか、対象を期に分けて公募していたりとかする部分もございまして、定員が全部埋まってくると想定もできるということもありますけれども、その辺も今後、参加しやすい形で、どのような時期にどういった事業を展開したらいいかといったことも是非検討はさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどの筋力向上教室とか認知症予防教室とか、そういった基本となる事業につきましては、広報を使ったり、あるいはホームページとか、今、高齢者総合相談センターでチラシを配付したりとか、さまざまな周知はしているんですけども、まだまだ、なかなか周知が行き渡っていないといったところですね。ご意見をいただきましたので、これからはさらに、内容につきましても、それから、どういったことがこれからの予防になるのかといったところも努めていきたいと思っております。

ただ、1回ご経験いただきますと、やはりそのグループが自主的な活動につながっていくというようなことで、やはり繰り返し継続していくということが介護予防には一番重要でございますので、そのところも続けてお示していきたいと思っております。

○**植村会長** ありがとうございます。

○**原田委員** ありがとうございます。

○植村会長 ほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。具体的な施策に入ってきますと、かなり幅広くなっておりますので。はい、どうぞ、南委員。

○南委員 64ページ、「施策12 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援」というところについてお尋ねしたいんですけれども、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定して、その推進に取り組んでいるという記載があるんですが、このガイドラインの大まかな内容を教えていただきたいということと、どのような場面でどのような作業、施策を推進されているのか明らかにしていただければと思います。

新宿区には、JRの駅、それから、その他の私鉄の駅、メトロの駅、大型店舗、デパート、公共施設等たくさんありますので、その入り口とか階段、通路、トイレ等、現状がどうなっているかもあわせて、大まかなところで結構ですので、教えていただければなと思います。

○植村会長 ありがとうございます。お願いいたします。

○都市計画部長 都市計画部長です。まず、バリアフリーにつきましては、平成18年、19年度、特定事業計画をつくりまして進めてございます。最低ワンルートの確保というようなことでやっておりますが、22年度まで現在の特定事業計画をやっておりましたが、新しい計画につきましては、22年度までの実績を踏まえて、国の方針を待ってつくろうということになっております。ただ、完全にワンルート確保が例えば各バスあるいは鉄道事業者等々で必ずしもできているわけではございませんで、残った課題については、引き続きこれをやっていく。体制といたしましては、バリアフリーの推進委員会をつくっておまして、その中で、年1回、進捗状況の検証をしているという状況でございます。

こういったものを踏まえまして、ユニバーサルデザインにつきましては、足かけ3年、実質2年程度かけましてやってまいりましたが、今申し上げましたいわゆるハードのまちづくりだけではなくて、ハードのまちづくり、ハードにつながる、例えばまちの案内サインとか、そういったソフトの分野についても含めた検討をしております。そういった中で、今年の3月にこれをつくったわけですが、現在はこれらにつきましてはの普及啓発が中心になってございます。

今後の展開でございますが、普及啓発をしながら、とりわけ身近な区の施設の建設計画等々ではこのユニバーサルデザインを取り入れていこうということでございまして、お年寄りの方も、また子供さんも、また外国人でも使いやすいまちづくりをしていきたいということでございます。

なお、まだできたばかりということでございまして、関係団体、例えば新

宿区にございます建築士事務所協会の新宿支部の皆さんなどに対しまして、団体に対する啓発、説明なども行っておりますし、また、例えば新宿区の今年採用されました新規の職員等につきましても、ユニバーサルデザインの研修を行うなど、庁内はもとより、また、新宿区区内関係団体を含めまして、周知、意識啓発を今、図っている段階でございます。

今後は、今年度中でございますが、いわゆる専門家の有識者の皆様を含めました推進体制をどうして作っていかうか、そういった中で進捗状況等のモニタリングをどうしていかうかということが今後の課題になっていきますとともに、やはり何がどういふふうにユニバーサルデザインで変わるかというところが大事でございますので、今後、ハードの部分、ソフトの部分のチェックリストを作りまして、具体的なユニバーサルデザインがどうやって導入できるかということのために、そういったものを今後つくる予定になってございます。以上のような状況でございます。

○植村会長 ありがとうございます。南委員、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問、どこの部分でも結構でございますので、ご自由にご発言いただければと思います。どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 すみません、私ばかり。29ページのところも含めてなんですけれども、24年に向けてもう介護保険法の一部改正が出ていて、新しいサービス体系が示され始めていますが、それについては取り組む形の文面があまりないのですが、入れないでいくということなんでしょうか。「23年度に実施される定期巡回・随時対応型訪問介護看護のモデル事業の実施結果を踏まえて、同サービスを実施します」というだけで。その上の小規模多機能も含めて、この辺についての今後の取り組みというのをちょっと教えていただければと思います。

○植村会長 お願いいたします。

○介護保険課長 介護保険課長です。26ページの施策6のところ、「詳しくは『第4章 介護保険制度によるサービス』を参照」というふうにも書かせていただいておりますが、介護保険事業計画の部分に相当する記載の中で、今後の整備方針に、サービス利用の見込みという中で具体的には記載させていただく予定であります。

○植村会長 ありがとうございます。新しい施策については、調査のところでもいろいろご議論いただきましたけれども、事業者のほうに「そういう計画がありますか」と聞いてもなかなか難しい面があるということで、24時間サービスなどは新宿区もモデル事業を受けておられるので、そういう中でその成果なり問題点なりを明らかにしたうえでということで、これから入ってく

る内容かということかと思えます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○**小林委員** 小林です。お願いを2つしておきたいと思えます。91ページに「課題」があります。この「課題」の中に○が3つありまして、3点あるということなんですけれども、一番上の○につきまして、中身は災害時の要援護者名簿登録者と、こういうことなんです、それについて1点お願いしておきます。それは何かといいますと、登録者が約2,000名いるということありますけれども、名簿をつくるのは簡単だと思うんです。しかしながら、問題は、その名簿をいかに活用するかということが大事だろうと思うんです。ですから、その活用について十分にご配慮をお願いしたいと思います。できれば、やはり民間と区との責任分担をして活用できれば、そういうものも1つの案ではないかと考えます。

それから、2つ目のお願いです。中間の○についてですけれども、ここに、「民間事業者や町会・自治会などと連携して取り組む」と、こういうことが書かれております。まさに方向とすればそうだろうと思えます。しかしながら、大事なことは、町会・自治会を考えた場合に、どのくらいできるんだろうという、そういう疑問を持ちます。ですから、その中身を少し検討する段階で、さらに議論をしていただきたいと考えます。町会も自治会もどんどん高齢化しております。そういう中で、協力してくれる人というのは限られた人になってきつつあると思えます。そういうことを踏まえて、ご検討をしていただければと思います。以上です。

○**植村会長** ありがとうございます。内容についてのご意見かと思えますが、何か事務局のほうでコメントはございますでしょうか。

○**地域福祉課長** まず、名簿の活用についてですが、これは非常に個人情報の保護に関わるということで、なかなか民間等に広くというふうにはならないので、その辺も配慮しながら、ただ、きちんと活用できるようにしていきたいということがあります。

それから、具体的な大災害が起こったときには、まず救助に向かうのは消防等になりますので、実際に町会・自治会、また民生委員の方にもこの名簿を持っていただいているんですけれども、活用していただくのは、避難場所に集合したときにそれぞれ安否確認をしていただくとかという段階で具体的には使うようになるのかなというようなことも、実は災害支援プランの骨子のところには書いております。最終的にまたアクションプランにするときには、その辺を細かく検討していきたいと思っているところでございます。今のご意見も十分に参考にさせていただいて、今後取り組んでまいります。

○**植村会長** ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか、小林委員。おそらくもう少し具体的になっていく過程のところのことかと思えますけれども、今のご意見を十分踏まえて検討していただければと思います。

○**小林委員** これから検討するということですから、それはわかりました。ただ、名簿についても、よく「個人情報だからだめだ」と、こういう話をよくされます。しかしながら、緊急時に個人情報だからだめだという、そういうことは私はないと思うんです。だから、平常時、緊急時というのはしっかり色分けして考えるべきだと思いますし、また、名簿の提供先もそうですし、管理もそれを明確にしておくということが大事だろうと思っております。

それから次に、災害があると、消防、警察、自衛隊、こういう活動部隊を持っているところが来るだろうという、こういう発想のようではございますけれども、それが本当に正しいかどうかというのは私もわからない面があります。来たいことは来たい、早く行って救助したいという気持ちはあると思うんです。これも基本なんですね。しかしながら、本当に来られるかどうかというのは、それは難しい面があると思うんです。早く要望したところに先に行くとか、もっと重要なところがあれば先にと、こういうものがあるわけです。トリアージと言っていいかわかりませんが、やはり行政にもそれぞれに目的があるわけですから。

そういうことを踏まえると、他人を当てにし過ぎない。今はおそらく公助の話をしたと思うんですけれども、そういうことよりは、自分のことは自分でというのが基本だろうと思えますし、また、できれば、隣保共助というか、お互いの隣近所の助け合い、そういうことからして、3番目に公助という、そのくらいの余裕を持っておかないと、災害対応というのはいかぬかというように私は考えております。

○**植村会長** ありがとうございます。非常に重要な点ではあるけれども、行政側から見ると、どこまで住民にお願いするのかという難しい面もあるかと思えますので、これは災害対策のプランをきちっとつくられるうえで十分ご検討いただくことではないかなと思います。

はい、どうぞ、市村委員。

○**市村委員** すみません、ちょっと教えていただきたいんですけれども、19ページの「今後の取り組みの方向性」というところで、(1)番の「高齢者の特徴に合わせた健康づくり対策の推進」がありますけれども、その○(まる)の3つ目の「生活習慣病の悪化予防を図るための取り組み(特に血糖値が高い方に対する悪化予防)をすすめていきます」とか、その下の「歯周病の悪化を予防し、……歯科健康診査を推進します」という項がありますけれども、何か今後の具体的な計画とか方向性があれば教えていただきたいというのが

1つです。

もう1つ、53ページに移りまして、これも「今後の取り組みの方向性」の(1)番「病院と地域の関係機関との連携のさらなる強化」のところで、○(まる)の1つ目と3つ目の病院と関係機関との連携を強化する、あるいは3番目の、在宅生活の継続を行うための、最後に、「リハビリテーションの連携の仕組みづくりを行います」という表記がありますけれども、この辺もあわせて、具体的な何か計画があれば教えていただきたいと思っております。

○植村会長 ありがとうございます。次の「主な事業」に書かれるような内容で具体的に予定されていることということかと思いますが、お願いいたします。

○健康企画・歯科保健担当副参事 まだ「主な事業」の中で少し詰めていかななくていけない部分があるんですけれども、まず、生活習慣病の悪化予防を図るための取り組みということで、こちらの章にもございますように、65歳以上の方で7割の方がもう既に治療中の病気があるという状況がございました。そういった中で健康づくりを行っていくという考え方なんですけれども、特に糖尿病の場合は、その後のいろいろな経過等もあるし、そしてまた医療費にも関わってくるということがございまして、医療機関との連携を図りながら、行政と医療機関、保健と医療の連携ということになりますけれども、そういった取り組みを進めていければということは今のところ考えております。

また、次の「歯周病の悪化を予防し」というところなんですけれども、現在、高齢者という意味では、70歳を歯科健康診査の対象にしております。他の年齢については、今のところ、いろいろな普及啓発というような一般的な施策の中で展開しているところなんですけれども、その進め方についても、もう少し充実した形を考えていきたいということが1つあります。

そして、53ページになります。在宅療養の関係で、病院と地域の関係機関との連携ということで、○(まる)の1番目になります。こちらにつきましては、21年度から退院調整モデル事業ということで、退院調整に係る、病院から在宅、あるいは地域に戻ってくるということで、そのためのマニュアルを作成したところです。そのマニュアルをなるべく使いながら、また、参考にしながら、病院と地域の関係機関の連絡会を行政のほうでリードしながらつくって行って、進めていくということを考えています。

そして、○(まる)の3番目になります。リハビリテーションの関係になりますけれども、現在、「リハビリテーション連絡会議」ということで、地域におけるリハビリテーションの仕組み・連携についていろいろ検討しているところです。特に「食べること」ということで、摂食・嚥下、飲みこむこと、食

べること、そういったことをテーマにしたリハビリテーションについてはさまざまな職種が課題を感じているということがございましたので、摂食・嚥下のリハビリテーションに関わる連携づくりに今後、取り組んでいければということを考えております。

○植村会長 ありがとうございます。

○市村委員 ありがとうございます。

○植村会長 ここで方向性についてご議論いただいて、ご意見を踏まえて、また具体的な事業の計画をしていただいて、この計画のほうに書き込んでいくという、こういう手順になろうかと思えます。貴重なご意見をたくさんいただいたわけでございますけれども、またご意見ございましたら、事務局のほうにもお寄せいただくということで。

大変申しわけございません。また時間がだんだんなくなってまいりました。本日いただきましたご意見につきましては、今申し上げましたように、「主な事業」のところはまだ囲みでそのまま並んでいるだけなんですけれども、それを具体的な事業として内容もご検討いただくということで、それを踏まえて、この計画のほうにもまた反映していくということになるかと思えます。今後また見直し部会のほうでもご議論いただき、区のほうの庁内でもご議論いただいたうえで、次回の推進協議会にお諮りしたいと考えております。

今後の予定ということになります。まず、高齢者保健福祉計画とセットとなっております介護保険事業計画でございますが、そちらのほうの進捗状況についてご説明をいただきたいと思えます。

○介護保険課長 それでは、第5期介護保険事業計画の進捗状況ということでございます。第5期介護保険事業計画、すなわち、24年度からの3年間の介護サービスの姿といいますか、総給付費を見込むということに尽きるわけですが、現状、作業は、震災の影響等もありまして、前期に比べて、国等の指針、ワークシート等々の作業が遅れているというのが現状です。先ほど秋山委員からもご指摘がありましたが、例年、この時期に、まだ推進協議会に、第4章に相当する介護保険事業計画部分の絵姿というか、冊子としては、資料としては提出できない状況ですが、次回の推進協には、一定、計画の考え方としてはお出しできるかなと思っております。

今週の火曜日に、第5期の介護保険事業計画に関する東京都のヒアリングを受けております。それで、東京都のほうからは、こういう項目を必須で入れてくれということで、国、都から示されている必須項目がありますが、それは現状ここでご議論いただいている重点項目、その他施策の中にすべて入っておりますので、この計画の形で進めて、介護保険事業計画との齟齬は生じないと見込んでおります。

ですので、今後、サービス見込み、これまでの給付の分析を徹底的にしまして、国のワークシート等が1カ月以上遅れておりますが、8月中旬には示されるということなので、それで数字を入れて、まず計画の姿を出し、それから、介護保険料の算定については、秋以降、また年度末ぎりぎりまでの攻防になるのかなと考えているところです。

○植村会長 ありがとうございます。介護保険事業計画のほうは、今度は具体的な数値、見通し、目標が入ってまいりますので、当然、事業内容についても、もっと具体的な内容が詰められていかなければいけないかと思いますが、並行してこの協議会のほうでもいろいろご意見をいただいきたいと考えております。

では、最後になりますけれども、今後の予定、スケジュールにつきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○地域福祉課長 本日はたくさんの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。専門的な見地から、また、地域で活動されている立場から等、私どもが気づかないさまざまなご指摘をいただいたと思います。本日いただきましたご意見を踏まえながら、庁内での会議でまた検討し、そしてまた8月にもう一度、計画見直し部会でご意見を伺って、次回推進協議会の場に計画の素案としてお示ししたいと考えております。そのときには、先ほど来申し上げておりますように、指標とか事業についてもお示ししていきたいと思っております。

それでは、次回の日程でございますが、計画の見直し部会は8月8日(月曜日)の午後2時から、この推進協議会は9月6日(火曜日)の午後2時からを予定してございますので、よろしくをお願いいたします。

○植村会長 ありがとうございます。今ご説明がありましたようなスケジュールで、いよいよ本当に大詰めといたしますか、計画の内容を固めていく段階に入ってくるかと思いますが、また皆様方のご協力のほどよろしく申し上げます。

ほかに、連絡事項等ございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、大変ご熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。これをもちまして、第7回新宿区高齢者保健福祉協議会を閉会ということにさせていただきたいと思っております。

本日は本当にお忙しい中、また、天候の悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。またこれからもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

午前11時56分閉会